

# 財団法人建設業振興基金 登録建設業経理士 登録規程

平成 21 年 2 月 1 日制定

## (目的)

第 1 条 この規程は、財団法人建設業振興基金（以下「基金」という。）が実施する建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条の 3 第 2 項第二号に規定する登録経理試験及び建設業経理事務士検定試験（1 級及び 2 級に限る。以下同じ。）に合格した者（以下「合格者」という。）の実務者登録（以下「登録」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

## (登録の要件)

- 第 2 条 基金は、基金が実施する登録に関する講習会（以下「登録講習会」という。）を修了した合格者について登録するものとする。
- 2 登録講習会の内容及び登録の申請方法については、別に定める。
  - 3 特別の事由により登録講習会に参加できない合格者等の登録の要件については、別に定める。

## (登録者)

- 第 3 条 基金は、前条第 1 項の要件を満たした者の氏名、生年月日及び勤務先、登録講習会の受講履歴等を実務者台帳に登録する。
- 2 前項により登録された者（以下「登録者」という。）は、「登録建設業経理士」の称号を用いることができる。
  - 3 前項の称号は、登録者が第 1 条の試験において、1 級又は 2 級のいずれに合格しているかに応じて「登録 1 級建設業経理士」及び「登録 2 級建設業経理士」に区分する。

## (登録証)

- 第 4 条 基金は、登録者に対し、称号、登録番号、氏名、生年月日、勤務先及び有効期限を記した登録証を交付する。
- 2 登録証には、登録者の顔写真を掲載する。

(登録料)

第5条 登録料は、15,000円とする。なお、第2条第3項に規定する者に係る登録料は、別に定める。

(登録の申請)

第6条 登録の申請を希望する者は、登録申請書に前条に規定する登録料を添えて、基金に申し込むものとする。

(登録内容の変更の届出)

第7条 登録者は、登録証の記載事項に変更を生じたときには、速やかに基金に届け出るものとする。

2 基金は、前項の届出を受けた場合には、第3条第1項の内容を変更する。

(登録の有効期限)

第8条 登録の有効期限は、登録講習会を修了した日から5年間とする。

2 登録は、有効期限の満了の日をもって失効する。

(有効期限の延長)

第9条 基金は、登録者が登録の有効期限内に登録講習会を修了した場合には、当該修了の日から起算して5年間登録の有効期限を延長する。

(登録者の公示等)

第10条 基金は、登録者の承認を得たうえで、登録者の情報を公示することができる。

2 基金は、国、地方公共団体その他の公共発注機関から登録者に係る照会があった場合には、その内容を通知することができる。

(登録の取消)

第11条 基金は、次の各号のいずれかの場合には、登録を取り消すものとする。

一 登録者が死亡した場合

二 登録者より登録の取消の申し出があった場合

三 登録者が建設業法（昭和24年法律第100号）第50条第1項第四号又は第52条第1項第四号に該当することとなった場合

(附則)

この規程は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

# 財団法人建設業振興基金 登録講習会 実施規程

平成 21 年 2 月 1 日制定

## (目的)

第 1 条 この規程は、財団法人建設業振興基金（以下「基金」という。）が規定する「登録建設業経理士登録規程」（以下「登録規程」という。）第 2 条第 2 項に基づき、登録講習会の内容及び手続き等に関して必要な事項を定めるものである。

## (名称及び対象者)

第 2 条 前条の登録講習会の名称は、「1 級建設業経理士登録講習会」及び「2 級建設業経理士登録講習会」とし、基金が実施する建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条の 3 第 2 項第二号に規定する登録経理試験及び建設業経理事務士検定試験（1 級及び 2 級に限る。以下同じ。）に合格した者を対象として実施する。

## (研修委員会)

第 3 条 基金は、学識経験者等による研修委員会を組織し、登録講習会の内容を検討する。

## (登録講習会の内容)

第 4 条 登録講習会は、登録規程第 3 条第 3 項に規定する「登録 1 級建設業経理士」を対象とした内容と、「登録 2 級建設業経理士」を対象としたものに区分して実施する。

2 登録 1 級建設業経理士を対象とする登録講習会は、平成 20 年国土交通省告示第 85 号 第 1 四 5 (一)の規定の趣旨（以下「自主監査」という。）を踏まえ、会計制度の動向、監査論及び内部統制論を主な内容とする。

3 登録 2 級建設業経理士を対象とする登録講習会は、登録規程第 1 条の試験により修得した適正な会計知識をもとに、虚偽及び錯誤のない計算書類の作成すること及び自主監査の基礎を醸成することを目的とし、財務諸表論及び財務諸表を用いた企業分析論を主な内容とする。

(登録講習会の公告)

第5条 基金は、登録講習会の実施日程等を登録者に対し案内するほか、基金のホームページに公示する。

(附則)

この規定は、登録規程の施行日から施行する。